

「Splashtop smart」サービス契約約款

2016年11月28日

「Splashtop smart」サービス契約約款（以下、「本約款」といいます）は、沖縄クロス・ヘッド株式会社が提供する「Splashtop smart」以下「本ソフトウェア」といいます）の SaaS サービス利用について定めるものです。お客様は、本約款の内容にご同意のうえ本ソフトウェア利用のお申込みを行うものとしします。

第1章 総則

第1条 （定義）

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「本ソフトウェア」
沖縄クロス・ヘッド株式会社（以下「当社」といいます）が提供するソフトウェア「Splashtop smart」
2. 「お客様」
当社所定の手続に従い本ソフトウェアの利用を申し込み当社によって本ソフトウェアの利用を許諾された法人・団体
3. 「ユーザーアカウント」
お客様が、本ソフトウェアを利用するためにアカウント登録したユーザーのメールアドレス。
4. 「端末設備」
お客様が設置する各種サーバー、端末設備、その他通信設備および通信網
5. 「ご利用番号」
お客様に対して本サービスの利用料金を回収する KDDI 株式会社（以下 KDDI）が指定する番号。当社から契約申込み受領後に KDDI が送付する請求金額のご案内に記載されています。
6. 「サービス期間」
お客様が本ソフトウェアを利用することができる期間

第2章 契約

第2条 （契約の単位）

1つの本ソフトウェアサービス利用申込みが契約単位となります。

第3条 （契約の申込み）

1. 本ソフトウェアサービス契約（以下「本サービス契約」といいます）の申込みは、お客様の会社名、部課名、担当者名、電話番号、FAX 番号、E-mail、郵便番号、住所、連絡先、その他当社が指定する事項（以下、併せて「お客様の情報等」といいます）について、Web その他当社が指定する方法で提出するものとしします。なお、これらの事項について、その事実を証明する書類を当社に対して提示していただく場合があります。
2. お客様は、お客様の情報等に変更が生じた場合、速やかに Web その他当社が指定する方法で当社に提出するものとしします。

3. 当社によるお客様情報等の取り扱いは、当社プライバシーポリシーに基づくものとします。

第4条 (契約申込みの承諾)

1. KDDI が本サービス契約の申込みについて、各事項等を確認審査し、承諾した日に契約が成立するものとします。
2. 当社は申込みが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本ソフトウェアサービス契約の申込みを承諾しない、または申込み承諾後であっても当該契約を取消すことができるものとします。
 - (1) 不実の内容にて申込みが行なわれた場合
 - (2) 該当申込み者が、過去に当社が提供する各種サービス等において契約上の義務を怠ったことがある場合、または今後も怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 本ソフトウェアの継続的な提供が合理的な理由により困難であると当社が判断した場合
 - (4) その他、当社が、業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

第3章 サービス内容

第5条 (サービス利用許諾範囲)

お客様は、契約の申込み時に登録ユーザーを設定することができます。登録ユーザーとして設定された方のみ、本ソフトウェアを利用することができます。登録ユーザーにはお客様以外の法人・団体の方を含めることはできません。

第6条 (サービス期間)

本ソフトウェアのサービス期間は、KDDI が定める ベーシックパックプラスの提供内容に準じます。

第7条 (利用料金)

KDDI が定める ベーシックパックプラスの提供内容に準じます。

第8条 (支払義務)

KDDI が定める ベーシックパックプラスの提供内容に準じます。

第9条 (契約内容の変更)

1. 契約内容を変更する場合の対応については、変更する内容に応じて以下のとおりとします。ただし、いずれも Web その他当社が指定する方法でお申出いただくものとします。
2. 前条の記載に関わらず、お客様の情報等についての変更は、本約款第 3 条の記載に従うものとします。
3. お客様の情報等の変更について提出がないことにより、当社が変更前の連絡先に対して通知、連絡したこと、またお客様と連絡がとれなかったことに起因して、お客様ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても当社は一切責任を負いません。

第10条 (端末設備の設置)

お客様は、本ソフトウェアを利用するために必要な所定のシステム要件を満足する端末設備を、自己の

費用と責任において調達するものとします。お客様は、端末設備を本ソフトウェア利用に支障のないよう正常に稼働させるよう維持するものとします。

第11条 (制限および禁止事項)

お客様は本ソフトウェアの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。

- (1) 登録ユーザー以外の第三者に対して、本ソフトウェアを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- (2) 1つのユーザーアカウントを複数人で使用すること
- (3) ご利用番号の複製、頒布、貸与、第三者への送信、リース、担保設定
- (4) 本ソフトウェアに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- (5) 当社および、第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
- (9) 本ソフトウェアおよび当社が提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 本ソフトウェアおよび当社が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第12条 (ご利用番号、ユーザーアカウント、パスワードの自己管理)

1. 当社は、ライセンスの付与と共にお客様に対し、パスワードを発行し、これをお客様に通知します。また KDDI は料金請求時にお客様にお客様番号を通知します。
2. お客様は、ご利用番号、ユーザーアカウント、パスワードの取扱いに注意し、登録ユーザー以外の第三者に公表、漏洩流布しないものとします。
3. ご利用番号、ユーザーアカウント、パスワードが登録ユーザー以外の第三者に知られたことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害、および以降本ソフトウェアをご利用いただけなくなる等について、当社は一切責任を負いません。ただし、当社の責めによる場合はこの限りではありません。

第4章 サービスの停止・契約の解除・終了等

第13条 (サービスの停止)

1. 当社は以下の各号のいずれかに該当する場合には、本ソフトウェアの提供を停止することがあります。
 - (1) 当社管理ネットワーク網、その他本ソフトウェアを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工的事業上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
 - (2) 当社管理ネットワーク網に著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービス

を提供することが困難である場合、または困難であると当社が判断したとき

- (3) データの改ざん、ハッキング等本ソフトウェアを提供することにより、お客様、第三者等が著しい損害を受ける可能性を当社が認知したとき
 - (4) 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止、および停止することにより、本ソフトウェア契約に基づく本ソフトウェアの提供を行なうことが困難になったとき
 - (5) 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
 - (6) その他、当社が本ソフトウェアの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合。
2. 当社はおお客様および第三者からの緊急停止要請に関して原則としてこれを受け付けません。
 3. 当社は本ソフトウェアを停止すること、ならびに停止できなかったことによってお客様、および第三者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。

第14条 (サービス等の変更・一部廃止)

当社はおお客様の認識如何に関わらず、本ソフトウェアの内容等および本約款を変更または一部廃止することがあります。この場合には、当社は当社ホームページに変更内容を記載するものとし、その時点をもってサービス内容、本約款は、変更後の内容によります。

第15条 (サービスの廃止)

当社は本ソフトウェア契約に基づく本ソフトウェアの提供の全部を廃止することができます。なお、この場合、当社はおお客様に対して、当該廃止予定日より3ヶ月以上前に、当社が提供する手段により、通知するものとします。

第16条 (譲渡・担保等の禁止)

お客様は本ソフトウェアを利用する権利を譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とするもののいずれも行なうことはできません。なお、当社は、本ソフトウェアの利用状況に基づき、ご利用番号またはパスワードの不正使用をモニタリングする権利を保有いたします。

第17条 (委託)

当社は本ソフトウェアの提供に関する業務の全部および一部をおお客様の承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理します。

第18条 (契約の解除・終了)

当社からの解除については以下のとおりとします。

1. お客様が以下の項目の1つにでも該当した場合、当社は、お客様に対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除することができます。
 - (1) お客様が本約款の条項および条件の1つにでも違反した場合
 - (2) 破産手続開始、会社更生手続、民事再生手続の申立を受け、または自ら申立てた場合
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、ま

たはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由が生じた場合

- (4) 長期間にわたり当社からお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合
 - (5) その他当社が別に定める場合
2. 解除・終了後の措置については以下のとおりとします。
- (1) 本サービス契約が解除された場合、本サービスに対してご利用番号は以降一切使用することはできません。よって、お客様は今後サービス利用を行なうことはできません。
 - (2) 本サービス契約の解除・終了日がサービス期間中に到来した場合、すでにお申込みされたサービス期間分の料金について、解除・終了理由の如何に関わらず、返金等は一切行ないません。自動継続されている場合も申込みがあったものとみなし、同様に取扱いいたします。

第5章 免責等

第19条 (保証の制限)

1. お客様は、本ソフトウェアの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。当社は、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、当社のいかなる口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。当社は本ソフトウェアに瑕疵が発見された場合、本ソフトウェアを修理または修正し、または本ソフトウェアの修理又は修正に要する一切の費用を負担する義務を負いません。
2. 当社は本ソフトウェアに付随するサービス等について、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本約款締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
3. 当社は本ソフトウェアにおける内容およびお客様が本ソフトウェアを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行なわないものとします。

第20条 (免責事項)

1. いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、当社、その他本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、当社は、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。また、各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の取り決めに基づくものとします。お客様は本ソフトウェアの利用に関わるすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。

2. 当社は、お客様が修正登録されたパスワード等について、お客様の事前の同意なく閲覧、使用等を行なうことはいたしません。よって、お客様が書き込まれたパスワード等の内容について当社は一切責任を負いません。これらに付随して発生した紛争等の処理は、お客様は自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、当社に対し、仲裁、照会その他のいかなる請求もできません。

第21条 （情報等の送付）

当社は、本ソフトウェアの利用上必要と判断した情報・ファイルおよびアンケート、製品等に関するお知らせ等を電子メール、郵送による書面通知、その他 の手段を通じてお客様に送付することがあります。またそれらの手段による連絡がつかない場合、または情報等の緊急性・重要性が高い場合、当社は、自己判断によりやむを得ずお客様が利用する本ソフトウェアの一部の機能を利用してそれらの情報等をお客様に連絡することができます。なお、それらによってもお客様と連絡がとれない場合、当社は連絡しなかったことによる責任は一切負わないものとします。

第22条 （権利の帰属）

本ソフトウェアの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、当社、およびその供給者に帰属します。本ソフトウェア、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第6章 雑則

第23条 （準拠法）

本約款は日本国の法律を準拠法とします。

沖縄クロス・ヘッド株式会社